



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成31年3月12日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第10部第2節K920(9)を次のように改める。
  - (9) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術又はヒト骨髄由来間葉系幹細胞の 投与を予定している患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。ま た、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に関しては、「3」自己血 貯血の「イ」6歳以上の患者の場合(200mLごとに)の「(1)」の液状保存の場合に より算定する。
- 2 別添1第2章第10部第2節K921を次のように改める。 K921 造血幹細胞採取

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合においても算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移植を算定した場合に限り算定できる。また、ヒト骨髄由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D404」骨髄 穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号) 改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第 10 部 手術 第 10 部 手術 第2節 輸血料 第2節 輸血量 K920 輸血 K920 輸血  $(1)\sim(8)$  (略)  $(1)\sim(8)$  (略) (9) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術又はヒト骨髄 (9) 自己血貯血は、当該保険医療機関において手術を予定してい る患者から採血を行い、当該血液を保存した場合に算定する。 由来間葉系幹細胞の投与を予定している患者から採血を行い、 当該血液を保存した場合に算定する。また、ヒト骨髄由来間葉 系幹細胞の投与を予定している患者に関しては、「3」自己血貯

(10)~(23) (略)

K921 造血幹細胞採取

液状保存の場合により算定する。

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、 区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合において も算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種 移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移 植を算定した場合に限り算定できる。また、ヒト骨髄由来間葉系幹 細胞の投与を予定している患者に対して造血幹細胞採取を行う場合 は、「1」骨髄採取の「ロ」自家移植の場合により算定する。

血の「イ」6歳以上の患者の場合(200mLごとに)の「(1)」の

(10)~(23) (略)

K921 造血幹細胞採取

区分番号「K921」造血幹細胞採取の自家移植を行う場合は、 区分番号「K922」造血幹細胞移植を行わなかった場合において も算定できる。また、区分番号「K921」造血幹細胞採取の同種 移植を行う場合は、区分番号「K922」造血幹細胞移植の同種移 植を算定した場合に限り算定できる。

なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号 「D404」骨髄穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点 なお、骨髄の採取に係る当該骨髄穿刺を行った場合は、区分番号「D404」骨髄穿刺及び区分番号「J011」骨髄穿刺の所定点数を別に算定できない。

数を別に算定できない。